議案第 6 号

沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理由

通信教育の方法等について、規定を整理する必要がある。 これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

高等学校通信教育規程(昭和37年9月文部省令第32号)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校通信教育規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 第1条中「規則は、」の次に「高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)及び」を加える。 第5条及び第6条を次のように改める。

(通信教育の方法等)

- 第5条 通信教育は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。
- 2 通信教育は、前項に掲げる方法のほか、必要に応じて、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法により行うことができる。
- 3 通信教育においては、通信教育用学習図書その他の教材を使用するものとする。 (単位の認定)
- **第6条** 実施校の校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履修し、その成果が教 科、科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科、科目等について単位を修得し たことを認定しなければならない。

第8条中「亘つて」を「わたって」に、「認められたときは、」を「認めたときは、当該生徒を」に改める。

第9条を次のように改める。

(沖縄県立高等学校管理規則の適用除外)

第9条 通信制の課程については、沖縄県立高等学校管理規則第11条第2項から第5項まで、第12条並びに 第13条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

通信教育の方法等について、規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 通信教育の方法等について、規定を整理する。
- (2) この規則は、令和4年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

(1) 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

新旧対照表

| 沖縄県立高等学校通信教育規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第 9 号) 新旧対照表 | |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 改 正 案 | 現 行 |
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この規則は、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)及び沖縄県立 | 第1条 この規則は、沖縄県立 |
| 高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)に定めるもののほか、沖 | 高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)に定めるもののほか、沖 |
| 縄県立高等学校の行う通信教育に関し必要な事項について定めるものとする。 | 縄県立高等学校の行う通信教育に関し必要な事項について定めるものとする。 |
| | |
| (通信教育の方法等) | _(学習指導) |
| 第5条 通信教育は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。 | 第5条 学習指導に関しては、実施校の定める教育計画のもとに、教科用図書、学習書 |
| 2 通信教育は、前項に掲げる方法のほか、必要に応じて、放送その他の多様なメディ | その他の教材を利用して学習させ、添削指導及び試験を行う等の方法によって行う。 |
| アを利用した指導等の方法により行うことができる。 | |
| 3 通信教育においては、通信教育用学習図書その他の教材を使用するものとする。 | |
| ()// () = 77 () | OV (1 |
| <u>(単位の認定)</u> | <u>(単位の認定)</u> |
| 第6条 実施校の校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履 | |
| 修し、その成果が教科、科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、そのなれば、ひ口がない。 | |
| <u>の各教科、科目等について単位を修得したことを認定しなければならない。</u> | <u>認定する。</u> |
| (退学) | (退学) |
| 第8条 実施校の校長は、生徒が入学以来再三の注意督促にもかかわらず受講申し込み | 第8条 実施校の校長は、生徒が入学以来再三の注意督促にもかかわらず受講申し込み |
| をなさず、又は長期に <u>わたって</u> 報告書を提出せず、学習を放棄したと <u>認めたときは、</u> | をなさず、又は長期に亘つて 報告書を提出せず、学習を放棄したと認められたとき |
| 当該生徒を退学させることができる。 | は、 退学させることができる。 |
| | |
| _(沖縄県立高等学校管理規則の適用除外) | _(適用除外) |
| 第9条 通信制の課程については、沖縄県立高等学校管理規則第11条第2項から第5項 | 第9条 沖縄県立高等学校管理規則第11条第2項、第12条第1項、第13条第1項及び第 |
| まで、第12条並びに第13条第1項及び第2項の規定は、適用しない。 | 2項の規定は、適用しない。 |
| | |

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

参照条文

○高等学校通信教育規程(昭和三十七年九月一

日文部省令第三十二号)

[通信教育の方法等]

「通信教育」という。) は、添削指導、面接指導及第二条 高等学校の通信制の課程で行う教育(以下

び試験の方法により行なうものとする。

去を加えて守りことができる。 放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、

法を加えて行うことができる。

その他の教材を使用して学習させるものとする。 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書